

黙秘が武器になる

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」
(憲法38条1項)

この一般的にも有名な黙秘権は、言いたくないことは言わなくとも何ら不利益に扱われないという権利にとどまらず、圧倒的な権限を有する捜査機関に対して安易に情報を与えないという意味では、被疑者・被告人にとって極めて重要な防御方法です。

しかし、実務上、黙秘を基本とした弁護活動を原則としている弁護人は未だ少数派ではないでしょうか？

そこで、当刑事弁護センターでは、「黙秘は最強の防御である」という刑事弁護の基本に立ち返るべく、黙秘権行使を弁護方針の原則とする刑事弁護フォーラム講師の坂根真也弁護士をお迎えし、「武器としての黙秘権行使」の方法、可能性について皆さんとともに議論を深めていきたいと考えます。

日頃から刑事弁護に熱意を持って取り組まれている弁護士のみなさんや刑事弁護にご興味のある市民のみなさんの参加はもちろんのこと、黙秘権行使の効果について懐疑的な考えをお持ちのみなさんの参加や質問も大歓迎です。奮ってご参加頂き、この機会に大いに黙秘権への理解を深めてみませんか？

日時

平成29年3月14日(火) 17:30-20:00

第1部 基調講演「黙秘が武器になる」

講師：坂根真也弁護士

第2部 対談～坂根真也弁護士に問う～

「黙秘権行使の具体的実践方法」

聞き手：賀川進太郎弁護士

(岡山弁護士会)

講師：坂根真也弁護士

東京弁護士会所属

2004年10月弁護士登録。

北千住パブリック法律事務所の勤務を経て、2008年10月、刑事事件を専門とした東京ディフェンダー法律事務所を設立し、特に重大事件、否認事件など困難な事件に取り組む。日弁連刑事弁護センター委員、東京弁護士会刑事弁護委員会副委員長など。著書に「刑事弁護ビギナーズ」「裁判員裁判刑事弁護マニュアル」など(共著)多数。

場所

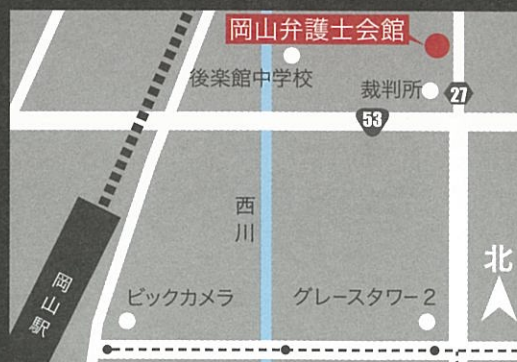
岡山弁護士会館2F大会議室

岡山市北区南方1-8-29

(岡山駅より約徒歩15分)



たすっぴ



主催/岡山弁護士会 共催/刑事弁護フォーラム

お問い合わせ先/岡山弁護士会(岡山市北区南方1-8-29)

TEL: 086-223-4401 URL: <http://www.okaben.or.jp>